

証券コード 6022
2023年6月8日
(電子提供措置の開始日2023年6月7日)

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

株式 赤阪鐵工所

代表取締役社長 阪 口 勝 彦

第125期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第125期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第125期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

(https://www.akasaka-diesel.jp/ir_info/financial_information/)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証上場会社情報サービス

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、ご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月28日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日(木曜日) 午前10時

2. 場 所 静岡県焼津市柳新屋670番地の6
当社センタービル 3階 会議室(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項 第125期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 監査役1名選任の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第19条第2項の規定に基づき、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況」、「株主資本等変動計算書」及び「計算書類の個別注記表」を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した書類の一部であります。

◎書面交付請求されていない株主様には、本招集ご通知のみをご送付しております。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は株主に対する安定配当の継続を基本方針とし、業績及び経営環境等を総合的に勘案した配当の実施を考えております。

第125期の期末配当につきましては、上記の方針を踏まえたうえで、当期の業績と経営体質の強化及び今後の事業展開等を勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金30円 配当総額 40,765,170円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2023年6月30日

### 第2号議案 監査役1名選任の件

現監査役 美澤啓介、鈴木明雄の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                 | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                     | 所有する当社<br>株式の数 |
|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| (再任)<br>美澤啓介<br>(1955年3月9日生) | 1981年2月 当社入社<br>2007年7月 当社技術開発グループ部長<br>2008年7月 当社技術本部副本部長<br>2012年6月 当社執行役員製品本部副本部長技術・製品担当<br>2014年6月 当社取締役執行役員製品本部長<br>2016年6月 当社常務取締役<br>2018年6月 当社顧問<br>2019年6月 当社監査役(現任) | 700株           |
| (選任理由)                       | 美澤啓介氏は入社以後、当社において長く技術部門の役員として執行しており、引き続き監査役の責務を担うべく選任をお願いするものであります。                                                                                                           |                |

- (注) 1 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約の内容の概要は事業報告「3. 会社役員に関する事項 (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

# 事業報告

[2022年4月1日から  
2023年3月31日まで]

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における国内経済は、新型コロナウイルスの感染症による行動制限が緩和され、経済活動の正常化が進み、景気回復の兆しが見られたものの、世界的な金融引き締めによる海外景気の下振れや、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に起因したエネルギー価格、原材料価格の高騰及び金利上昇が、企業の設備投資や個人消費の抑制につながり先行き不透明な状況で推移しました。

海運業界は、堅調な海運市況や円安の好影響もあり海外船社を中心に業績が改善しております。しかしながら、船員費をはじめとした船舶経費が上昇しており、引き続き注視が必要な状況にあります。

造船業界は、外航船分野では円安の進行による業績改善はあるものの、内航船分野では高齢船の代替需要は船主が環境規制の厳格化や燃料転換の見極めなどを背景に発注の様子見を継続していることもあり、本格的な需要回復の動きが見えない状況が続いております。

このような状況下、当社の経営成績は、主機関の生産・売上台数が回復しない中、積極的な部分品・修理工事等の販売に加え受託製造機関の加工・組立等にも取り組んだ結果、売上高は65億94百万円（前期比3.0%増）となりました。

利益面では電力料をはじめ原材料費の高騰を売価に反映出来ず厳しい収益環境の中、相対的に採算の良い部分品・修理工事の売上増により営業利益は1億12百万円（前期比220.8%増）となりました。

また、鑄造工場において二酸化炭素の排出量削減を目的とした、従来 of キュポラから高周波誘導炉（電気炉）への転換に対して交付された補助金収入等の営業外収益が当初計画を大幅に上回った結果、経常利益3億17百万円（前期比61.2%増）、当期純利益2億54百万円（前期比53.4%増）となりました。

次に、当事業年度の部門別売上高につきましては、下記のとおりであります。

- 船用部門のうち主機関は、前期に比べ1台減少した結果、当事業年度の売上高は16億9百万円（前期比3.1%減）となりました。  
部分品及び修理工事並びに船用関連機器は、海運関連業界の厳しい環境の中、積極的に営業活動を行い、売上高38億39百万円（前期比8.9%増）となりました。
- 陸上部門も、受託製造機関の組立及び加工等の取り込みを行いました。鑄造品は6億32百万円（前期比13.5%減）、産業機械等加工組立工事は4億44百万円（前期比6.7%増）となり陸上部門全体の売上高は10億76百万円（前期比11.3%減）となりました。

来期の見通しといたしましては、主機関の受注台数は回復基調にあるものの、資機材高騰分を売価に転嫁出来ない状況が続いておりますが、厳しい状況を挽回すべく主機関はもとより、部分品・修理工事の売上拡大のため、海外マーケットへも従来以上に活路を求めてまいります。また、前期に導入した電気炉をはじめとした生産設備の稼働率向上を図ることで、鑄物製品や受託製造機関の売上拡大にも注力いたします。

このような見通しのもと、来期は売上高75億円、営業利益10百万円、経常利益40百万円、当期純利益30百万円を計画しております。

さらに次世代燃料対応エンジン開発への挑戦や自動運航船の実用化に向けたシステム開発を加速させることで、持続的成長と社会課題の解決を通じて企業価値を高め、当社ブランド力の向上を図ってまいります。

また、来期の配当につきましては、現時点の不透明な経済環境の推移を見極めた上で速やかに開示する予定であります。

## ② 設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資総額はリースを含めて7億89百万円であります。

その主なものは、8t電気炉（附帯設備含む）4億59百万円、複合加工機1億83百万円、42LSH組立運転設備62百万円、2.8tリフマグ付天井クレーン19百万円及びクレーンスケール秤11百万円であります。

## (2) 財産及び損益の状況

| 区 分                   | 年 度 | 第122期<br>2019年度 | 第123期<br>2020年度 | 第124期<br>2021年度 | 第125期(当期)<br>2022年度 |
|-----------------------|-----|-----------------|-----------------|-----------------|---------------------|
| 売 上 高 (百万円)           |     | 9,667           | 7,986           | 6,399           | 6,594               |
| 経 常 利 益 (△ 損 失) (百万円) |     | 28              | △145            | 197             | 317                 |
| 当期純利益(△純損失) (百万円)     |     | 48              | △234            | 166             | 254                 |
| 1株当たり当期純利益(△純損失) (円)  |     | 32.36           | △177.37         | 125.50          | 192.42              |
| 総 資 産 (百万円)           |     | 12,128          | 11,768          | 11,513          | 12,701              |
| 純 資 産 (百万円)           |     | 7,789           | 7,682           | 7,812           | 8,111               |

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。
- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社は、以下の項目を対処すべき課題として捉えて、当社のあるべき姿の実現に向けて課題の克服に継続的に取り組み、企業価値の向上を図ってまいります。

- ・ 主機関の国内シェア奪還と販売領域拡大。
- ・ 環境負荷低減機関の開発、省力化システムの開発。
- ・ 脱炭素化に向けた製造体制構築。
- ・ 品質システムの機能充実、管理力・技術力・技能向上。
- ・ 業務改革・生産体制効率化による収益を生み出す組織づくり。
- ・ SDGs達成に向けた事業活動の実践。

#### (5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

一般貨客船・漁船用主機関、船内補助機関、動力・発電用各種ディーゼル機関の製造販売及び修理を主たる事業とし、併せて、船舶用防音室・防音床、産業機械等加工組立工事、鋳造品、消音器、軸馬力計等諸機械器具の製造販売を行っております。

#### (6) 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況

##### ① 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

|         |                   |
|---------|-------------------|
| 本 社     | 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 |
| センタービル  | 静岡県焼津市柳新屋670番地の6  |
| 中 港 工 場 | 静岡県焼津市中港四丁目3番1号   |
| 豊 田 工 場 | 静岡県焼津市柳新屋670番地    |
| 営 業 所   | 東京都千代田区、焼津市、今治市   |
| 出 張 所   | 福岡市               |

##### ② 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|------|-----------|--------|--------|
| 270名 | 6名減       | 42.04歳 | 17.44年 |

(注) 使用人数は就業人員(常用パートを含む)であります。

#### (7) 主要な借入先及び借入額 (2023年3月31日現在)

| 借 入 先                   | 借 入 額  |
|-------------------------|--------|
| 株 式 会 社 静 岡 銀 行         | 494百万円 |
| 株 式 会 社 清 水 銀 行         | 163 // |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行       | 128 // |
| 株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行 | 100 // |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行   | 54 //  |
| 三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 32 //  |

#### (8) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式会社の株式に関する事項

### (1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- |               |            |
|---------------|------------|
| ① 発行可能株式総数    | 3,200,000株 |
| ② 発行済株式の総数    | 1,540,000株 |
| ③ 株主数         | 1,126名     |
| ④ 大株主 (上位10名) |            |

| 株 主 名                       | 持 株 数  | 持 株 比 率 |
|-----------------------------|--------|---------|
| ア カ サ カ 共 栄 会               | 121 千株 | 8.9 %   |
| DNB BANK ASA CLIENT ACCOUNT | 97 //  | 7.1 //  |
| 東 京 ア カ サ カ 共 栄 会           | 66 //  | 4.8 //  |
| 株 式 会 社 静 岡 銀 行             | 64 //  | 4.7 //  |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行           | 64 //  | 4.7 //  |
| 赤 阪 治 恒                     | 46 //  | 3.3 //  |
| 赤 阪 雄 一 郎                   | 45 //  | 3.3 //  |
| 株式会社ジャパンエンジンコーポレーション        | 41 //  | 3.0 //  |
| 駿 南 鐵 工 株 式 会 社             | 35 //  | 2.5 //  |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託E口)         | 34 //  | 2.5 //  |

(注) 当社は、自己株式181千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

| 区分            | 株式数  | 交付対象者数 |
|---------------|------|--------|
| 取締役(社外取締役を除く) | 600株 | 1名     |

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「3. 会社役員に関する事項(3)取締役及び監査役の報酬等」に記載のとおりであります。  
2. 上記は、退任した当社役員に対して交付されたものであります。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。



### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

| 会社における地位   | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                    |
|------------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長兼社長 | 杉 本 昭     |                                                                                                 |
| 常 務 取 締 役  | 阪 口 勝 彦   | 執行役員技術製造本部長                                                                                     |
| 常 務 取 締 役  | 塚 本 義 之   | 執行役員総務本部長                                                                                       |
| 取 締 役      | 渡 瀬 守     | 執行役員品質保証本部長                                                                                     |
| 取 締 役      | 斉 藤 隆 夫   | 執行役員営業本部長                                                                                       |
| 取 締 役      | 赤 阪 治 恒   | 駿南鐵工株式会社代表取締役                                                                                   |
| 取 締 役      | 西 村 や す 子 | 司法書士法人つかさ代表社員<br>株式会社CREAFARM代表取締役<br>株式会社ふじのくに物産代表取締役                                          |
| 取 締 役      | 野 末 寿 一   | 静岡のぞみ法律特許事務所弁護士<br>株式会社ミスミグループ本社社外監査役<br>静岡ガス株式会社社外取締役<br>レック株式会社社外取締役 (監査等委員)<br>相川鉄工株式会社社外取締役 |
| 常 勤 監 査 役  | 美 澤 啓 介   |                                                                                                 |
| 監 査 役      | 鈴 木 明 雄   |                                                                                                 |
| 監 査 役      | 伊 藤 誠 哉   | 平和みらい株式会社社外取締役                                                                                  |
| 監 査 役      | 中 野 良 治   |                                                                                                 |

- (注) 1. 取締役西村やす子氏及び取締役野末寿一氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 監査役伊藤誠哉氏及び監査役中野良治氏は、社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 監査役鈴木明雄氏は、当社内の経理関連部門で経理経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
監査役伊藤誠哉氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役執行役員営業本部長折尾幸司氏は、2022年6月29日開催の第124期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

5. 当社は執行役員制度を導入しております。なお、取締役兼務者以外の執行役員は以下のとおりであります。

| 氏名     | 役位               | 担当                  |
|--------|------------------|---------------------|
| 原野谷 昌弘 | 上席執行役員技術製造本部副本部長 | 製造・調達・工程担当、プラント営業担当 |
| 黒田 透   | 執行役員技術製造本部副本部長   | 技術・事業企画担当           |
| 秋山 正治  | 執行役員営業本部副本部長     | 本社担当補佐・営業担当         |
| 杉本 秀基  | 執行役員技術製造本部副本部長   | 製造担当                |

6. 2023年4月1日付で次のとおり異動がありました。

| 氏名     | 地位及び役位           |                  |
|--------|------------------|------------------|
|        | 変更前              | 変更後              |
| 杉本 昭   | 代表取締役会長兼社長       | 取締役会長            |
| 阪口 勝彦  | 常務取締役執行役員技術製造本部長 | 代表取締役社長          |
| 塚本 義之  | 常務取締役執行役員総務本部長   | 代表取締役専務執行役員総務本部長 |
| 渡瀬 守   | 取締役執行役員品質保証本部長   | 常務取締役執行役員品質保証本部長 |
| 原野谷 昌弘 | 上席執行役員技術製造本部副本部長 | 上席執行役員製造本部長      |
| 黒田 透   | 執行役員技術製造本部副本部長   | 執行役員技術本部長        |
| 杉本 秀基  | 執行役員技術製造本部副本部長   | 執行役員製造本部副本部長     |

(ご参考) 取締役の専門性および経験 (スキルマトリックス)

| 氏名 |     | 企業経営 | ガバナンス | 技術 | 営業・マーケティング | 財務・会計 | 法務・リスクマネジメント |
|----|-----|------|-------|----|------------|-------|--------------|
| 杉本 | 昭   |      | ○     |    |            |       |              |
| 阪口 | 勝彦  | ○    |       | ○  | ○          |       |              |
| 塚本 | 義之  | ○    |       |    |            | ○     | ○            |
| 渡瀬 | 守   |      |       | ○  |            |       |              |
| 斉藤 | 隆夫  |      |       |    | ○          |       |              |
| 赤阪 | 治恒  |      |       |    | ○          |       |              |
| 西村 | やす子 | 社外   |       |    |            |       | ○            |
| 野末 | 寿一  | 社外   |       |    |            |       | ○            |

## (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員としての業務に起因して損害賠償請求がなされた場合に、法律上の損害賠償責任を負うことによって被る役員の損害（損害賠償金や和解金、弁護士費用等の争訟費用）、及び「言いがかり訴訟」や「いやがらせ訴訟」に巻き込まれ、法律上の損害賠償責任が発生しない場合にも、防衛のために要した争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険の被保険者は当社取締役及び監査役並びに当社が採用する執行役員制度上の執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象にならないなど、一定の免責事由があります。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等

#### ① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年3月9日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針）を決定しております。

決定方針の概要は以下のとおりです。

基本報酬（月例の固定金銭報酬）については取締役の役位に応じて設定される基準額に各事業年度の業績見込み等を参考に決定いたします。

株式報酬（非金銭報酬）は、株式給付信託を採用しており、対象となる取締役に対して、取締役会で定めた株式給付規程に従って役位に応じたポイントを付与し、ポイントの数に応じて、役員を退任した時に当社株式を交付いたします。

取締役の個人別の報酬等は、取締役会において役員報酬に関する決議を行い出席取締役の承認のもと代表取締役会長兼社長杉本昭に一任されて決定しております。委任内容は、役員報酬規程に沿って役員報酬を定めることとなります。

代表取締役に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役が適しているからであります。取締役会は、代表取締役によって適切に報酬が行使されるよう、報酬額決定の妥当性について、社外取締役に審議をいただいたうえで決定することとしております。当該措置により、恣意的な決定はなされず各取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

また、監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から月例の固定金銭報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定されております。

#### ② 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額（百万円） |        | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|--------------------|-----------------|-----------------|--------|-----------------------|
|                    |                 | 基本報酬            | 非金銭報酬等 |                       |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 89<br>(6)       | 81<br>(6)       | 7      | 9<br>(2)              |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 25<br>(7)       | 25<br>(7)       | —      | 4<br>(2)              |
| 合 計                | 114             | 107             | 7      | 13                    |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、1993年6月29日開催の第95期定時株主総会において月額18百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は10名です。
3. 監査役の報酬限度額は、1993年6月29日開催の第95期定時株主総会において月額3百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
4. 当事業年度に計上した役員株式給付引当金繰入額7百万円は非金銭報酬等に記載しております。
5. 取締役の株式報酬制度は、2018年6月27日開催の第120期定時株主総会において導入の決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は6名です。

#### (4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外役員の重要な兼職につきましては、「3. 会社役員に関する事項 (1) 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区分  | 氏名     | 主な活動状況                                                                                                                                |
|-----|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 西村 やす子 | 当事業年度開催の取締役会12回中11回出席しております。<br>出席した取締役会において、社外取締役として決議事項や報告事項について適宜質問するとともに、会社経営者、司法書士としての幅広い見地と経験から必要に応じて意見を述べております。                |
| 取締役 | 野末 寿一  | 当事業年度開催の取締役会12回中12回出席しております。<br>出席した取締役会において、社外取締役として決議事項や報告事項について適宜質問するとともに、弁護士、他社の社外取締役・監査役としての幅広い見地と経験から必要に応じて意見を述べております。          |
| 監査役 | 伊藤 誠哉  | 当事業年度開催の取締役会12回中11回出席し、また当事業年度開催の監査役会10回中10回出席しております。<br>出席した取締役会及び監査役会において、社外監査役として決議事項や報告事項について適宜質問するとともに、主に財務の面から必要に応じて意見を述べております。 |
| 監査役 | 中野 良治  | 当事業年度開催の取締役会12回中12回出席し、また当事業年度開催の監査役会10回中10回出席しております。<br>出席した取締役会及び監査役会において、社外監査役として決議事項や報告事項について適宜質問するとともに、主に技術の面から必要に応じて意見を述べております。 |

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。

④ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

業務執行者から独立した客観的な立場で取締役会に出席し、会社経営について意見を述べ決議事項に参加及び取締役の報酬についての審議を行っております。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                | 支 払 額 |
|--------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 21百万円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 21百万円 |

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5. 会社の体制及び方針

### 1. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

当社は、取締役会において決定した会社法第362条第4項第6号に定める会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針に基づき、内部統制システムを整備し運用しております。決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合し、且つ社会的責任及び企業倫理を果たすため「企業行動憲章」(コンプライアンス・ポリシー)を定め、それを役員及び従業員に周知徹底する。
- ② コンプライアンス担当役員を置き、またコンプライアンス担当部署を設置する。コンプライアンス担当部署は、コンプライアンスマニュアルを作成し役員及び従業員に周知徹底する。
- ③ 各本部は、それぞれの本部に関するコンプライアンスの管理を行い、各本部長は、各本部のコンプライアンス責任者として、コンプライアンスの状況を必要に応じ取締役会に報告する。尚、各本部に属さない部・室については、コンプライアンス責任者として所管の担当役員がこれに充たる。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、情報管理規程を作成し、その保存媒体に応じて適切且つ確実に検索性の高い状態で保存・管理する。又、保存期間については規程に基づき必要に応じ期間を定め、期間中は閲覧可能な状態を維持する。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理体制の基礎としてリスク管理規程を定め、担当役員を置き、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
- ② 各本部は、それぞれの本部に関するリスク管理を行い、各本部長は、各本部のリスク管理責任者としてリスクの状況を必要に応じ取締役会に報告する。尚、各本部に属さない部・室については、リスク管理責任者として所管の担当役員がこれに充たる。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 収支計画及び予算計画に基づき、会社として達成すべき目標を明確にするとともに、取締役ごとの業績目標を明確にする。
  - ② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に取締役会を開催し執行決定を行うものとする。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① コンプライアンス担当部署はコンプライアンス・プログラムを策定し、それを実施することにより、役員及び従業員に対しコンプライアンスの知識を高め、尊重する意識を醸成する。
  - ② 執行部門から独立した組織として総合内部監査室にてコンプライアンス体制の浸透状況をチェックする。
  - ③ 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実について社内報告体制として社内通報システムを整備する。
  - ④ 市民生活や企業活動の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係を一切遮断し、それらの活動を助長させたり、経済的利益を含む一切の利益を供与することに荷担しないことにしている。
- (6) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- リスク管理規程に基づき、リスクの評価及び管理体制を適切に構築する。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役を補助すべき使用人として監査役は必要な人員を置くことができる。
- (8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては事前に監査役の同意を得るものとする。



- (9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- ① 役員及び従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生、又は発生する恐れがあるとき、役員及び従業員による違法、又は不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事項が生じたときは監査役に報告する。
  - ② 前記に拘わらず、監査役はいつでも必要に応じて役員及び従業員に対して報告を求めることができる。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 役員及び従業員は監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
  - ② 監査役は代表取締役と随時意見交換を行い、又、総合内部監査室との連携を図り適切な意思疎通及び効果的に監査業務の遂行を図るとともに取締役との相互牽制を図る。
- (11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況
- 当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。
- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は12回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保しております。その他、監査役会は10回開催いたしました。
  - ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、総合内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
  - ③ 総合内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行の監査、内部統制監査を実施いたしました。
  - ④ 静岡県企業防衛対策協議会事務局に加盟、連絡会等に参加し反社会的勢力に関する情報の収集を行っております。

## 2. 株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は以下のとおりであります。

### (1) 基本方針の内容の概要

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量取得行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得行為の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大量取得行為を行う者が、当社の企業価値の源泉を理解したうえで、それを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## (2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

### (a) 中期経営計画による企業価値向上への取組みについて

当社は、船用業界に押し寄せてきている環境規制をビジネスチャンスと位置づけ、環境に配慮した技術を積極的に打ち出すことで、競合他社との差別化を図ってまいります。以上の経営方針を実現するため、以下の施策に経営資源を重点的に投下することで企業価値向上を図ります。

また、今後も従来と変わらず中長期観点から、株主に対する経営成果の還元と将来的な成長力の確保に配慮し、適正な利益配分に努めてまいります。

- ① 営業戦略 …販売領域拡大と戦略的拡販、営業支援システム導入
- ② 技術開発 …ゼロエミッション機関の開発、自動運航対応技術の開発
- ③ 製造工場改革…脱炭素化に向けた製造体制構築、将来に向けた設備体制・  
人員体制の構築
- ④ 業務改革 …生産効率の向上、人事政策、営業拠点の見直し
- ⑤ 事業の多柱化…防音室・防音床等船内環境製品の販売拡大、  
エネルギー関連事業・成長分野への参入

### (b) コーポレート・ガバナンス強化による企業価値向上の取組み

当社は、企業価値を継続的に増大し、経営の透明性・公平性を確保し、取締役会における監督機能の強化、意思決定の迅速化を図るために、2012年6月28日開催の第114期定時株主総会より取締役の人員を8名以内とし、2012年7月1日より執行役員制度を導入しております。また、2016年6月29日開催の第118期定時株主総会より独立性の高い社外取締役を選任し、取締役会の監督機能の強化を図っております。

監査役会は、当社の業務内容を熟知する常勤監査役に加え、財務会計に秀でた知見を有する社外監査役、そして製造業に欠かせない技術・製造・アフターサービスにおける経験の豊富な社外監査役の4名で構成し、取締役の出席する主要な会議に同席して大所高所からの見解を述べることで業務の適正化に貢献しております。

(3) 不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

現時点で、当社は、当社の株式の大量取得を行うものに対して、これを防止するための具体的な取組み（買収防衛策）を定めておりませんが、当社株式を大量に取得しようとする者が出現し、当該大量取得が不適切な者によると判断される場合には、当該大量取得行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための十分な情報及び検討のための時間を確保するよう努める等、会社法及び金融商品取引法等の関係法令に則り必要かつ相当な措置を講じてまいります。

# 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

単位 千円 (未満切捨)

| 資 産 の 部  |                 | 負 債 の 部           |                   |
|----------|-----------------|-------------------|-------------------|
| <b>1</b> | <b>流動資産</b>     | <b>7,434,597</b>  | <b>1 流動負債</b>     |
|          | 現金及び預金          | 2,206,494         | 支払手形              |
|          | 受取手形            | 302,252           | 電子記録債権            |
|          | 電子記録債権          | 442,576           | 買掛金               |
|          | 売掛金             | 1,402,019         | 短期借入金             |
|          | 仕掛品             | 2,535,428         | 社債(一年以内償還)        |
|          | 原材料及び貯蔵品        | 478,391           | 長期借入金(一年以内返済)     |
|          | 前払費用            | 3,488             | リース債務             |
|          | その他の流動資産        | 65,194            | 未払金               |
|          | 貸倒引当金           | △1,248            | 未払費用              |
|          |                 |                   | 未払法人税等            |
|          |                 |                   | 契約負債              |
|          |                 |                   | 与引当金              |
|          |                 |                   | 製品保証引当金           |
|          |                 |                   | 注損失引当金            |
|          |                 |                   | その他の流動負債          |
| <b>2</b> | <b>固定資産</b>     | <b>5,266,475</b>  | <b>2 固定負債</b>     |
|          | <b>有形固定資産</b>   | <b>3,308,734</b>  | 社債                |
|          | 建物              | 1,268,884         | 長期借入金             |
|          | 構築物             | 101,188           | リース債務             |
|          | 機械及び装置          | 616,225           | 退職給付引当金           |
|          | 車両及び運搬具         | 8,066             | 役員株式給付引当金         |
|          | 工具器具及び備品        | 73,519            | 執行役員退職慰労引当金       |
|          | 土地              | 858,347           | 繰延税金負債            |
|          | リース資産           | 377,438           | その他の固定負債          |
|          | 建設仮勘定           | 5,065             |                   |
|          | <b>無形固定資産</b>   | <b>103,600</b>    | <b>負債の部計</b>      |
|          | ソフトウェア          | 98,432            |                   |
|          | その他の無形固定資産      | 5,167             |                   |
|          | <b>投資その他の資産</b> | <b>1,854,141</b>  | <b>純資産の部</b>      |
|          | 投資有価証券          | 1,079,770         | <b>1 株主資本</b>     |
|          | 関係会社株式          | 9,052             | 資本金               |
|          | 出資金             | 373               | 資本剰余金             |
|          | 長期貸付金           | 19,826            | 資本準備金             |
|          | 破産更生債権等         | 6,709             | 利益剰余金             |
|          | 長期預金            | 300,000           | 利益準備金             |
|          | 前払年金費用          | 356,407           | その他利益剰余金          |
|          | その他の投資          | 102,746           | 固定資産圧縮積立金         |
|          | 貸倒引当金           | △20,745           | 別途積立金             |
|          |                 |                   | 繰越利益剰余金           |
|          |                 |                   | <b>自己株式</b>       |
|          |                 |                   | △435,951          |
|          |                 |                   | <b>2 評価・換算差額等</b> |
|          |                 |                   | 358,753           |
|          |                 |                   | その他有価証券評価差額金      |
|          |                 |                   | 358,753           |
|          |                 |                   | <b>純資産の部計</b>     |
|          |                 |                   | <b>8,111,580</b>  |
|          | <b>資産の部合計</b>   | <b>12,701,073</b> | <b>負債・純資産の部合計</b> |
|          |                 |                   | <b>12,701,073</b> |

# 損 益 計 算 書

〔2022年4月1日から  
2023年3月31日まで〕

単位 千円 (未満切捨)

| 科 目          | 金 額       |
|--------------|-----------|
| 売上高          | 6,594,393 |
| 売上原価         | 5,175,160 |
| 売上総利益        | 1,419,233 |
| 販売費及び一般管理費   | 1,306,444 |
| 営業利益         | 112,788   |
| 営業外収益        |           |
| 受取利息         | 745       |
| 受取配当金        | 38,078    |
| 受取技術料        | 29,580    |
| 補助金収入        | 99,344    |
| 補助金収入        | 41,743    |
| その他          | 10,463    |
| 営業外費用        |           |
| 支払利息         | 12,512    |
| その他          | 2,584     |
| 経常利益         | 317,647   |
| 税引前当期純利益     | 317,647   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 41,307    |
| 法人税等調整額      | 62,777    |
| 当期純利益        | 254,869   |

## 株主資本等変動計算書

〔2022年4月1日から  
2023年3月31日まで〕

単位 千円 (未満切捨)

|                                               | 株 主 資 本   |           |              |                      |                 |                  |           |
|-----------------------------------------------|-----------|-----------|--------------|----------------------|-----------------|------------------|-----------|
|                                               | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 準 備 金            | 利 益 剰 余 金       |                  |           |
|                                               |           | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 |                      | そ の 他 利 益 剰 余 金 |                  |           |
|                                               |           |           |              | 固 定 資 産<br>圧 縮 積 立 金 | 別 途 積 立 金       | 繰 越 利 益<br>剰 余 金 |           |
| 当 期 首 残 高                                     | 1,510,000 | 926,345   | 926,345      | 377,500              | 64,605          | 3,930,030        | 1,166,193 |
| 当 期 変 動 額                                     |           |           |              |                      |                 |                  |           |
| 剰 余 金 の 配 当                                   |           |           |              |                      |                 |                  | △40,767   |
| 当 期 純 利 益                                     |           |           |              |                      |                 |                  | 254,869   |
| 固定資産圧縮積立金等の取崩                                 |           |           |              |                      | △5,045          |                  | 5,045     |
| 自 己 株 式 の 取 得                                 |           |           |              |                      |                 |                  |           |
| 自 己 株 式 の 処 分                                 |           |           |              |                      |                 |                  |           |
| 株 主 資 本 以 外 の<br>項 目 の 当 期 中 の<br>変 動 額 (純 額) |           |           |              |                      |                 |                  |           |
| 当 期 変 動 額 合 計                                 | —         | —         | —            | —                    | △5,045          | —                | 219,147   |
| 当 期 末 残 高                                     | 1,510,000 | 926,345   | 926,345      | 377,500              | 59,560          | 3,930,030        | 1,385,341 |

|                                               | 株 主 資 本               |          |             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等               |                        | 純 資 産 合 計 |
|-----------------------------------------------|-----------------------|----------|-------------|-------------------------------|------------------------|-----------|
|                                               | 利益剰余金<br>利益剰余金<br>合 計 | 自 己 株 式  | 株 主 資 本 合 計 | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |
| 当 期 首 残 高                                     | 5,538,330             | △437,126 | 7,537,550   | 274,583                       | 274,583                | 7,812,133 |
| 当 期 変 動 額                                     |                       |          |             |                               |                        |           |
| 剰 余 金 の 配 当                                   | △40,767               |          | △40,767     |                               |                        | △40,767   |
| 当 期 純 利 益                                     | 254,869               |          | 254,869     |                               |                        | 254,869   |
| 固定資産圧縮積立金等の取崩                                 | —                     |          | —           |                               |                        | —         |
| 自 己 株 式 の 取 得                                 |                       | △119     | △119        |                               |                        | △119      |
| 自 己 株 式 の 処 分                                 |                       | 1,293    | 1,293       |                               |                        | 1,293     |
| 株 主 資 本 以 外 の<br>項 目 の 当 期 中 の<br>変 動 額 (純 額) |                       |          |             | 84,170                        | 84,170                 | 84,170    |
| 当 期 変 動 額 合 計                                 | 214,101               | 1,174    | 215,276     | 84,170                        | 84,170                 | 299,447   |
| 当 期 末 残 高                                     | 5,752,432             | △435,951 | 7,752,827   | 358,753                       | 358,753                | 8,111,580 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① その他有価証券
  - ・市場価格のない株式等 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
  - 以外のもの
  - ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
- ② 関連会社株式 移動平均法による原価法
- ③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法
  - ・製品、仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
  - ・原材料、貯蔵品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）
- ② リース資産 リース期間定額法（リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法）
- ③ 無形固定資産 定額法（自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づいております。）

#### (3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- ③ 製品保証引当金 売上製品の保証費用に充当するため、個別に見積ることができる費用については当該費用を、その他については個別費用を除いた金額を実績基準により引当計上しております。
- ④ 受注損失引当金 受注案件に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末に受注が確定している案件のうち、受注に伴って発生する損失が現実視され、かつその金額を合理的に見積もることができる場合には、翌事業年度以降に発生が見込まれる額を引当計上しております。



- ⑤ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- 1.退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- 2.数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
- 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理をしています。
- ⑥ 役員株式給付引当金 役員株式給付規程に基づく当社の取締役（社外取締役は含みません。）に対する将来の当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。
- ⑦ 執行役員退職慰労引当金 執行役員に対する退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

##### ① 船用内燃機関の販売

当社は、顧客との販売契約に基づき船用内燃機関の設計・製作及び納入・据付を行う義務を負っております。

船用内燃機関の納入・据付にあたっては、当社は指導員の派遣を行うのみであることから、契約の観点から別個のものであると判断し、加えて重要性が乏しいことから独立した履行義務として識別しておりません。

製品の販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項を適用し出荷時に収益を認識しております。一部、海外の顧客への販売については、製品の船積時に収益を認識しております。

##### ② 部分品販売及び修理工事、並びに他社製品の鋳物部品の製作及び機械加工

当社は内燃機関関連事業として、顧客との販売契約に基づき製品を引き渡す義務を負っております。

製品の販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項を適用し出荷時に収益を認識しております。一部、海外の顧客への販売については、製品の船積時に収益を認識しております。

また、事後的に顧客から受け取る対価の総額に減少が生じる取引に関しては、顧客への財又はサービスの提供時に取引の対価の変動部分の額を見積り、認識した収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めております。

## (5) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を充たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を充たしている金利スワップについては、特例処理によっております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…金利スワップ、為替予約  
ヘッジ対象…借入金に係る金利変動リスク、外貨建金銭債権リスク
- ③ ヘッジ方針 借入金の金利変動リスク及び外貨建金銭債権の為替相場の変動リスクをヘッジしております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

### ① 製品保証引当金

貸借対照表の製品保証引当金は、個別に見積もることができる費用として引当計上した金額12,800千円とそれ以外の金額21,642千円、合計34,442千円を計上しております。

製品保証費用を個別に見積もる案件としては、当社は生じた不具合の中から、質的・量的重要性を考慮し、社内規定に基づき選定しております。その上で、案件毎に、過去の修理費用の実績や対応に係る期間、瑕疵の負担割合等を考慮して、将来の費用のうち、当社が負担すると合理的に見込まれる金額を見積もっております。

当該見積りは、案件毎の対策の収束見込時期の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した費用の時期及び金額が見積り額と異なった場合、翌事業年度の損益に重要な影響を与える可能性があります。

なお、個別に見積もることができる費用として引当計上したもの以外の金額については、製品保証の対象となる売上高に過去の実績率を乗じて算定しております。

### ② 受注損失引当金

貸借対照表の受注損失引当金は、32,228千円を計上しております。

船用内燃機関の受注案件において、当該製品の製造及び販売に関して、当事業年度末時点で、発生が確実に見込まれる製造原価及び販売直接費を合理的に見積もって、これらが受注した売上予測額を超える場合に、受注損失引当金を計上しております。

当該見積りには、機関毎の性能や仕様の違いに応じた見積りが必要となります。また、製造原価の重要な構成要素である原材料費や、工数に応じて配分される関連部署の加工費（直接労務費と製造間接費）の見積りに際しては、過去の実績を基礎とした一定の仮定を置いております。それらの見積りには将来の不確実性が含まれており、実際に発生した金額が見積り額と異なった場合、翌事業年度の損益に重要な影響を与える可能性があります。

### ③ 仕掛品の評価

貸借対照表の仕掛品は、2,535,428千円を計上しております。

上記のうち、船用内燃機関に係る仕掛品が765,195千円含まれております。

「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記(1)③」に記載のとおり、仕掛品の貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しており、期末における正味売却価額が仕掛品原価等を下回った場合には、正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。

収益性の低下に基づく簿価切下げの検討に当たり、期末時点の仕掛品原価と出荷先（国内出荷又は海外出荷）に応じて見積った販売直接費を集計し、契約受注額から仕掛品原価及び販売直接費の見積額を控除した赤字額を、仕掛品評価損として売上原価に計上しております。当事業年度に、船用内燃機関に係る仕掛品について、45,346千円の評価損を売上原価に計上しております。

当該見積りに際しては過去の実績を基礎とした一定の仮定を置いておりますが、それらに見積りには将来の不確実性が含まれており、実際に発生した金額が見積り額と異なった場合、翌事業年度の損益に重要な影響を与える可能性があります。

### ④ 繰延税金資産

貸借対照表の繰延税金資産は、95,652千円を計上しております。

当社は収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得等に基づいて、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。当該回収可能性の判断は、事業計画に基づく将来事業年度の課税所得の見積りを前提としております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌年度の損益に重要な影響を与える可能性があります。

## 3. 追加情報

(取締役に対する株式給付信託 (BBT))

当社は、2018年6月27日開催の第120期定時株主総会決議に基づき、取締役の中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、株式報酬制度「株式給付信託 (BBT)」を導入しております。

### (1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に對して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。また、社外取締役及び監査役は、本制度の対象外となります。

### (2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額は73,538千円、株式数は34千株となります。また、1株当たり情報の算定上、控除する自己株式に含めております。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

##### (1) 担保に供している資産

|        |             |
|--------|-------------|
| 建 物    | 794,457千円   |
| 機械及び装置 | 17,190千円    |
| 土 地    | 488,702千円   |
| 投資有価証券 | 160,914千円   |
| 計      | 1,461,265千円 |

##### 担保付債務

|                  |           |
|------------------|-----------|
| 長期借入金（1年以内返済分含む） | 665,626千円 |
|------------------|-----------|

##### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

15,221,599千円

##### (3) 関係会社に対する金銭債権債務は次のとおりであります。

|        |          |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 44千円     |
| 短期金銭債務 | 27,944千円 |

#### 5. 損益計算書に関する注記

##### 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高

|                |           |
|----------------|-----------|
| 営業取引（売上高）      | 21,240千円  |
| 営業取引（仕入高）      | 257,574千円 |
| 営業取引（その他）      | 446千円     |
| 営業取引以外の取引（雑収入） | 235千円     |

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 1,540,000株  | 一株         | 一株         | 1,540,000株 |

### (2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 215,787株    | 74株        | 600株       | 215,261株   |

- (注) 1. 普通株式の自己株式には、「株式給付信託 (B B T)」制度の導入に伴い、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式34,100株が含まれております。
2. 普通株式の自己株式数の増加74株は単元未満株式の買取りによるものであります。
3. 普通株式の自己株式数の減少600株は株式給付信託の払出しによるものであります。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

2022年6月29日開催の第124期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 40,767千円
- ・1株当たり配当金額 30円
- ・基準日 2022年3月31日
- ・効力発生日 2022年6月30日

(注) 2022年6月29日開催の定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式に対する配当金1,041千円が含まれております。

#### ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2023年6月29日開催の第125期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 40,765千円
- ・1株当たり配当金額 30円
- ・基準日 2023年3月31日
- ・効力発生日 2023年6月30日
- ・配当の原資 利益剰余金

(注) 2023年6月29日開催の定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式に対する配当金1,023千円が含まれております。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|             |            |
|-------------|------------|
| 仕掛品評価損否認額   | 61,159千円   |
| 未払事業税       | 5,175千円    |
| 製品保証引当金     | 10,453千円   |
| 賞与引当金       | 43,643千円   |
| 受注損失引当金     | 9,781千円    |
| 退職給付引当金     | 42,585千円   |
| 貸倒引当金超過額    | 6,590千円    |
| 役員株式給付引当金   | 10,638千円   |
| 執行役員退職慰労引当金 | 436千円      |
| 長期未払金       | 15,274千円   |
| 繰越欠損金       | 9,087千円    |
| その他の        | 18,156千円   |
| 小計          | 232,979千円  |
| 評価性引当額      | △137,327千円 |
| 計           | 95,652千円   |

### 繰延税金負債

|              |            |
|--------------|------------|
| 前払年金費用       | △143,107千円 |
| 固定資産圧縮積立金    | △25,953千円  |
| その他有価証券評価差額金 | △146,875千円 |
| その他の         | △2,955千円   |
| 計            | △318,891千円 |

繰延税金負債の純額 △223,239千円

## 8. 金融商品に関する注記

### 1) 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、又、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

長期預金は、取引先金融機関の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後10年であります。

デリバティブ取引は、外貨建金銭債権の為替相場の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。（当事業年度末に該当する取引はありません。）なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記「(5) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

長期預金・デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

##### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。又、外貨建金銭債権の為替変動リスクを抑制するために為替予約取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、又、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注)を参照下さい）。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、支払手形、電子記録債務、買掛金及び短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

|                                 | 貸借対照表計上額  | 時 価       | 差 額   |
|---------------------------------|-----------|-----------|-------|
| 投資有価証券                          | 1,039,710 | 1,039,710 | —     |
| 長期預金                            | 300,000   | 299,706   | △293  |
| 資産計                             | 1,339,710 | 1,339,417 | △293  |
| 社債<br>(1年以内償還予定の<br>社債含む)       | 120,000   | 120,000   | —     |
| 長期借入金<br>(1年以内返済予定の<br>長期借入金含む) | 798,126   | 805,931   | 7,805 |
| リース債務                           | 414,574   | 415,446   | 871   |
| 負債計                             | 1,332,700 | 1,341,377 | 8,677 |

(注)市場価格のない株式等

| 区分        | 貸借対照表計上額 (千円) |
|-----------|---------------|
| 非 上 場 株 式 | 40,060        |

これらについては、「投資有価証券」には含めておりません。

3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内容等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価



① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分      | 時価        |      |      |           |
|---------|-----------|------|------|-----------|
|         | レベル1      | レベル2 | レベル3 | 合計        |
| 投資有価証券  |           |      |      |           |
| その他有価証券 |           |      |      |           |
| 上場株式    | 1,039,710 | —    | —    | 1,039,710 |
| 資産計     | 1,039,710 | —    | —    | 1,039,710 |

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分    | 時価   |           |      |           |
|-------|------|-----------|------|-----------|
|       | レベル1 | レベル2      | レベル3 | 合計        |
| 長期預金  | —    | 299,706   | —    | 299,706   |
| 社債    | —    | 120,000   | —    | 120,000   |
| 長期借入金 | —    | 805,931   | —    | 805,931   |
| リース債務 | —    | 415,446   | —    | 415,446   |
| 負債計   | —    | 1,641,083 | —    | 1,641,083 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期預金

将来キャッシュ・フローを同様の新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 9. 賃貸等不動産に関する注記

### (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、静岡県焼津市において、賃貸用不動産（土地含む）を有しております。

当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は53,588千円（主な賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

### (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

(単位：千円)

| 貸借対照表計上額  |          |          | 当事業年度末の時価 |
|-----------|----------|----------|-----------|
| 当事業年度期首残高 | 当事業年度増減額 | 当事業年度末残高 |           |
| 314,396   | 37,646   | 352,043  | 720,931   |

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 期末の時価は、自社で合理的に算定した価額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

## 10. 持分法損益等に関する注記

### (1) 関連会社に関する事項

|                    |          |
|--------------------|----------|
| 関連会社に対する投資の金額      | 9,052千円  |
| 持分法を適用した場合の投資の金額   | 59,122千円 |
| 持分法を適用した場合の投資利益の金額 | 2,327千円  |

### (2) 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は、開示対象特別目的会社を有しておりません。

## 11. 関連当事者との取引に関する注記

### ・ 関連会社等

重要性がないため、記載を省略しております。

## 12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 6,123円15銭

(2) 1株当たり当期純利益 192円42銭

(注)株主資本において自己株式として計上されている「株式給付信託(BBT)」が保有する、当社株式を「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」の算定上、期末株式数の計算において控除する自己株式数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

## 13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

#### 14. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|               |           |
|---------------|-----------|
| 内燃機関関連        |           |
| 船用内燃機関        | 1,609,550 |
| 部分品及び修理工事     | 3,839,550 |
| その他           | 1,076,709 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 6,525,810 |
| その他の収益 (注)    | 68,583    |
| 外部顧客への売上高     | 6,594,393 |

(注) 「その他の収益」は不動産等の賃貸による収益であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、1.重要な会計方針に係る事項に関する注記 「(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

(単位：千円)

|               | 当事業年度 (期首)<br>(2022年4月1日) | 当事業年度<br>(2023年3月31日) |
|---------------|---------------------------|-----------------------|
| 顧客との契約から生じた債権 |                           |                       |
| 受取手形          | 263,374                   | 302,252               |
| 電子記録債権        | 480,483                   | 442,576               |
| 売掛金           | 1,365,097                 | 1,402,019             |
| 契約負債          | 314,564                   | 553,318               |

契約負債は、契約に基づく履行に先立って受領した前受金であり、契約に基づき履行した時点で収益に振替えられます。

当事業年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債に含まれていた金額は314,564千円でありませ

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 計算書類に係る会計監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

株式会社 赤 阪 鐵 工 所  
取 締 役 会 御 中

東 陽 監 査 法 人  
名古屋事務所

指 定 社 員    公 認 会 計 士    玉 田 貴 彦  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員    公 認 会 計 士    橋 本 健 太 郎  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社赤阪鐵工所の2022年4月1日から2023年3月31日までの第125期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第125期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月11日

株式会社赤阪鐵工所 監査役会

常勤監査役 美澤 啓介 ㊟

監査役 鈴木 明雄 ㊟

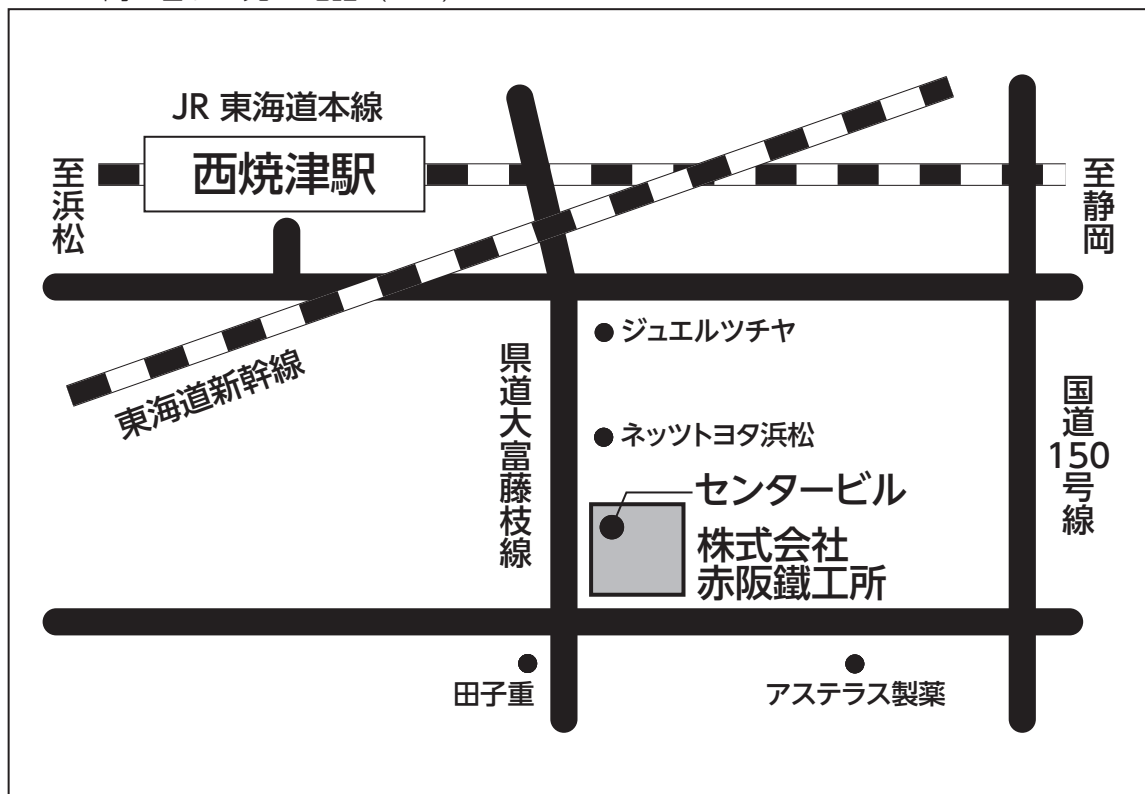
社外監査役 伊藤 誠哉 ㊟

社外監査役 中野 良治 ㊟

以上

## 定時株主総会会場ご案内図

会 場 静岡県焼津市柳新屋670番地の6 赤阪鐵工所センタービル3階  
お問い合わせ先 電話 (054) 685-6081



### 新型コロナウイルスに関するお知らせ

政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更により、マスク着用は個人の判断に委ねられることとなりましたが、本定時株主総会に出席される株主様は、体調や感染リスク回避も勘案のうえ、マスク着用の要否をご判断くださいますよう、お願い申し上げます。

また、当日の体調が優れない場合、無理なご出席は控えて頂きますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染状況の変化により定時株主総会の開催に影響がある場合は、ホームページにてお知らせ致します。

J R 東海 西焼津駅南口下車 徒歩8分

お車でお越しの際は、県道大富藤枝線沿いの西門よりお入りください。